4　認定事業者は、認定事業再編計画又は認定特定事業再編計画の実施期間中の各事業年度が開始した日以後六月間の実施状況について、原則として当該事業年度が開始した日以後九月以内に、主務大臣に様式第五十七により報告（次項において「半期報告」という。）をし、かつ、各事業年度の四半期ごとの実施状況について、速やかに、主務大臣に様式第五十八により報告をしなければならない。ただし、認定特定事業再編事業者にあっては、その認定特定事業再編計画に係る特定会社が三事業年度連続で営業利益を計上したときは、その翌事業年度以降について当該報告をすることを要しない。

5　第一項の報告及び半期報告には、貸借対照表及び損益計算書（事業再編に係る資金計画を含む事業再編計画又は特定事業再編に係る資金計画を含む特定事業再編計画の報告にあっては、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けているものに限る。）を添付しなければならない。

6　認定中小企業承継事業再生計画に係る承継事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、様式第五十九に当該各号に掲げる書類を添えて、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

一　当該認定中小企業承継事業再生に係る特定中小企業者について特別清算終結の決定が確定したとき　特別清算終結の決定が確定したことを証する書類

二　当該認定中小企業承継事業再生に係る特定中小企業者について破産手続終結の決定があったとき　破産手続終結の決定を証する書類

三　当該認定中小企業承継事業再生に係る特定中小企業者の清算が結了したとき　清算結了の登記に係る登記事項証明書

7　認定事業再編事業者、認定特定事業再編事業者又は認定中小企業承継事業再生計画に係る承継事業者は、認定事業再編計画、認定特定事業再編計画又は認定中小企業承継事業再生計画の実施期間において、次に掲げる事実が発生した場合（認定特定事業再編計画についてはその特定会社において発生した場合も含む。）には、速やかに、主務大臣に様式第六十により報告をしなければならない。ただし、認定特定事業再編事業者にあっては、その認定特定事業再編計画に係る特定会社が三事業年度連続で営業利益を計上したときは、その翌事業年度以降について当該報告をすることを要しない。

一　当該認定事業再編事業者、当該認定特定事業再編事業者又は当該認定中小企業承継事業再生計画に係る承継事業者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て若しくは通告がなされたこと。

二　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分があったこと。

三　主要取引先（前事業年度における売上高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

（四半期ごとの実施状況の報告事項）

第五十五条　前条第四項の各事業年度の四半期ごとの実施状況の報告には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　認定事業者の売上の推移を示す書類

二　認定事業者の有利子負債の残高の推移を示す書類

（会社法又は民法の特例に関する報告事項）

第五十六条　認定事業再編事業者又は認定特定事業再編事業者は、次の各号のいずれかに該当する行為（認定特定事業再編事業者にあっては、第一号、第二号及び第五号に掲げる行為に限る。）をしたときは、第五十四条第一項の報告に、当該各号に掲げる事項について記載した書類を添付しなければならない。

一　法第二十九条及び第三十条の規定による現物出資又は財産引受（以下この号において「現物出資等」という。）当該現物出資等に係る財産の内容及び価額

二　法第三十三条の規定による資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合　当該資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合の内容

三　法第三十四条第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分　当該株式の発行又は自己株式の処分の内容、特定公開買付けの結果及び同条第三項の規定により読み替えて準用する会社法第七百九十七条の規定による手続の経過

四　法第三十五条第一項の規定による全部取得条項付種類株式の取得　当該全部取得条項付種類株式の取得の内容

五　法第三十六条第一項の規定による事業の譲渡の場合の債権者への催告　当該事業の譲渡の内容

（課税の特例等に関する報告事項）

第五十七条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十条第一項の登録免許税に係る課税の特例を受けた認定事業再編事業者、認定特定事業再編事業者又は認定中小企業承継事業再生計画に係る承継事業者は、第五十四条第一項に規定する報告に、次の各号に掲げる事項について記載した書類を添付しなければならない。

一　登記の内容

二　登録免許税の額

三　当該特例措置による減免額

2　認定特定事業再編事業者は、次の各号に掲げる事項について、原則としてその認定特定事業再編計画に係る特定会社の各事業年度終了後三月以内に、主務大臣に様式第六十一により報告をしなければならない。ただし、当該特定会社が三事業年度連続で営業利益を計上したとき又は当該認定特定事業再編事業者のその特定事業再編計画の認定を受けた日以後十年を経過する日を含む事業年度が終了したときは、その翌事業年度以降について当該報告をすることを要しない。

一　特定会社の名称

二　特定会社の営業損益の額

三　特定会社が三事業年度連続で営業利益を計上したときは、当該営業利益を計上した最後の事業年度終了の日

3　主務大臣は、前項の報告を受けた場合において、速やかにその内容を確認し、当該報告の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを確認書として当該認定特定事業再編事業者に交付するものとする。

「産業競争力強化法施行規則第57条第2項各号に掲げる事項について報告を受け、同条第3項に基づき確認したことを通知する。」

（立入検査の証明書）

第五十八条　法第百三十八条第一項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第六十二によるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。

（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則の廃止）

第二条　産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則（平成二十一年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）は、廃止する。

（公庫の行う事業再構築等促進円滑化業務に関する経過措置）

第三条　法附則第十三条の規定によりなおその効力を有することとされた法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。次条において「旧産活法」という。）第二十四条の三第一項に規定する公庫の事業再構築等促進円滑化業務については、前条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則（以下この条及び次条において「旧産活法施行規則」という。）第三十七条の二及び第